

荏田南四丁目自治会防犯カメラ運用基準

1 目的

この運用基準は、防犯カメラの設置及び運用に関し、荏田南四丁目自治会（以下、当自治会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2 定義

（１）防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。

（２）画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 防犯カメラの設置場所

防犯カメラの設置場所は荏田南四丁目内に設置し、区域内の公道等を撮影範囲とする。

4 管理運用委員会の設置

防犯カメラの管理運用を適切に行うため「荏田南四丁目自治会防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

（１）管理運用委員会は、当自治会の正副会長を含む役員等で構成する。

（２）委員の中から、委員長、副委員長、各１名を選任し、委員長は、当自治会会長が担うものとする。

（３）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

（４）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5 管理運用委員会の責務

防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7 画像データの保存・取扱い

（１）防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ及び録画装置の操作を行う操作担当者は、設置及び保守担当会社にこれを一任し、管理運用委員会では操作は行わないものとする。

（２）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は 30 日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の管理

防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）や録画機については、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「９」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（４）画像データの消去

画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。但し記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

8 秘密の保持

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。

（１）法令等の定めがあるとき。

（２）捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データ等の提出を求めるときは文書もしくは電話によるものとする。

10 苦情等の処理

管理責任者は、当該防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

11 保守管理について

管理運用委員会は、防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

12 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

13 保守・維持管理のための積立金について

防犯カメラ等が故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

14 防犯カメラの正常性確認について

管理運用委員会は保守管理業者に対して年一回の定期点検を依頼しカメラの正常性確認に努める。

附 則

- 1 この運用基準は平成 28 年 12 月 1 日から開始する。

改正

2025 年 3 月 第 14 項追記